



保育園入園案内

照会先 子ども家庭課 ☎ 8965

来年の4月から保育園に入園（新規・継続）を希望する乳幼児の受付と面接を、10月1日（金）から行います。

保育園は、保育に欠ける乳幼児を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。保護者の仕事の多様化により保育ニーズが増加しています。それに対応できるよう、市内21の保育園では、いろいろな保育事業を行っています。

▽妊娠後期または、出産後間がない（出産予定月およびその前後2カ月間）。

▽病気あるいは、病人や心身障がい児（者）を常時介護している。

▽災害の復旧にあたっている。

**保育園ではこんな事業も
行っています〈特別保育事業〉**

乳児保育事業

0歳児からの保育を行っています。通常、乳児の身体の発達を考えて、おおむね6カ月から保育をしますが、産休明けからの保育を実施している保育園もあります。

延長保育事業

通常は、午前8時30分から午後4時30分までの8時間保育を原則としています。が、夫婦共働きなどで普通の保育時間内

保育園の役割は

乳幼児期は、人間形成の大切な時期といわれ、また、豊かに伸びていく可能性を秘めた時期であるともいわれます。

保育園では、よい環境の中で、子どもの発達段階を理解しながら、子どもの個人差や生活環境などを把握して、一人ひとりのびのびと健やかに明るく成長し、豊かな人間性を持った子どもに育成することを目指しています。

入園できる乳幼児

次のような理由で、保護者が家庭で保育できない場合は、入園申し込みができます。▽昼間、家庭の外で働いているか、家庭内で家事以外の仕事をしている。

平成22年9月現在

市内保育園一覧表

保育園名	所在地	電話番号	定員	乳児保育	保育時間	地域活動事業	一時保育	バス
社会福祉法人（9カ所）	関 保 育 園	本郷町 88-1	22-0313	120	生後 6 月～	7:30～19:15	○	○
	安 桜 保 育 園	日ノ出町 2-44	22-0467	90	生後 6 月～	7:15～19:00	○	○
	松 溪 保 育 園	前町 35-2	22-2262	120	生後 4 月～	7:15～19:00	○	○
	中 濃 保 育 園	春里町 3-3-34	22-2377	200	生後 3 月～	7:00～19:00	○	○
	下有知 保 育 園	下有知 1521-1	22-3398	160	生後 3 月～	7:00～19:00	○	○
	小金田 保 育 園	上白金 488-1	28-2223	150	生後10月～	7:00～19:00	○	○
	倉 知 保 育 園	倉 知 928	22-3498	180	生後 6 月～	7:15～19:00	○	○
	瀬 尻 保 育 園	小瀬 164-1	22-4227	230	生後 6 月～	7:15～19:00	○	○
	童 心 保 育 園	鋳物師屋 3-6-24	22-1879	150	生後 4 月～	7:00～19:00	○	○
公 立（12カ所）	日吉ヶ丘 保 育 園	西日吉町 51-1	22-2229	60	生後 6 月～	7:30～18:00		
	富 岡 保 育 園	市平賀 501-1	22-8259	130	生後 6 月～	7:30～18:00		
	田 原 保 育 園	西田原 1421	22-5542	140	生後 6 月～	7:30～18:00		○
	富 野 保 育 園	西神野 298-1	29-0203	80	生後 6 月～	7:30～18:00		
	南ヶ丘 保 育 園	倉 知 2916-21	24-0719	80	生後 6 月～	7:30～18:30		
	西 部 保 育 園	小屋名 621-2	28-3340	60	生後 6 月～	7:30～18:00	○	
	洞 戸 保 育 園	洞戸通元寺 78-1	0581-58-2120	60	生後 6 月～	7:30～18:00	○	○
	板取めばえ 保 育 園	板取 1631-36	0581-57-2250	45	1 歳 ～	8:00～18:00	○	○
	むげがわ 保 育 園	武芸川町谷口 1032-1	45-3001	170	生後 6 月～	7:30～19:00	○	○
	武儀やまゆり東 保 育 園	中之保 4680	49-2852	60	1 歳 ～	7:30～18:30	○	○
	武儀やまゆり西 保 育 園	下之保 3080-8	49-2891	45	1 歳 ～	7:30～18:30	○	○
	上之保 保 育 園	上之保 1140	47-2252	60	1 歳 ～	7:30～18:00	○	

※乳児保育＝受け入れ可能年齢（月）は目安です。 ※保育時間＝平日の場合の時間です。
※定員・保育時間などは年度により変更となる場合があります。

一時保育事業

急病や冠婚葬祭の時、または月のうち数日だけ仕事をする方のため、週3日を限度として、乳幼児を受け入れています。

◆保育時間 ▽平日 ▽午前8時30分～午後4時30分 ▽土曜日 ▽午前8時30分～正午

◆利用日数 1人1カ月につき12日以内

◆利用料 ▽3歳未満 ▽1日1500円（4時間未満750円） ▽3歳以上 ▽1日1200円（4時間未満600円）

障がい児保育事業

通園ができ集団保育になじむ乳幼児は、すべての保育園で受け入れていきます。子ども家庭課と保育園、養護訓練センターなどで話し合い、子どもの発達段階に合わせた適切な保育を考えます。

子育て支援事業

保育園では、広く地域の方々に対し、保育の相談や助言などを行っています。保育園は、地域の方々の身近な子育て支援の施設として期待されています。

〈地域子育て支援センター〉

◆実施保育園 倉知保育園、むげがわ保育園

◆主な内容 ▽子育ての相談や助言（電話や来所、訪問） ▽母親や子育てサークルの指導者などに対する子育て講演会の開催 ▽子育てサークルに

する園庭や保育室などの開放 ▽未就園児を対象とした親子教室の開催 ▽子育てボランティアの育成など

〈地域活動事業〉

現在、6カ所の保育園（一覧表参照）で次のことを行っています。

▽保護者などへの育児講座

▽地域での異年齢児交流事業

▽老人福祉施設訪問などでの世代間交流事業

また、どの保育園でも夏祭りや運動会などの行事を通して、地域との交流を図っています。

入園の申し込みは

【新規入園申込に必要な書類】

①保育園入園申込書

児童1人に1枚必要

②家族の状況証明書

▽所得税の源泉徴収をしていない事業所

に勤務、またはパート、内職などの場合は就労の証明

▽病気、または病人を常時介護している場合は診断書

▽保護者が学生の場合は学生証の写し

▽家族の方が心身障がい児（者）であり、療育手帳・身体障害者手帳の交付を受けている場合は、その手帳の写し（特別児童扶養手当・障害基礎年金の受給者は申し出てください）

③口座振替依頼書

通帳の印鑑と口座番号が必要です。市内に本・支店がある金融機関または郵便局に限ります。

④認め印

【継続入園申込に必要な書類】

基本的には面接と状況聴取のみですが、次の方は書類の提出が必要です。

①市外の保育園を利用している方 ▽保育園入園申込書

②前年の申し込み以降、家族の状況に変更があった方 ▽家族の状況証明書

③振替口座の変更を希望する方 ▽口座振替依頼書

※保育園入園申込書、家族の状況証明書、口座振替依頼書の用紙は、各保育園、子ども家庭課、各地域事務所にあります。

【1月から3月までに提出する書類】

（保育料算定に必要な書類）

入園申し込み後、就労している世帯員について、次の書類を提出してください。

▽給与所得の方 ▽平成22年分の源泉徴収票の写し

▽確定申告をする方 ▽平成22年分の確定申告書の写し

▽市県民税の申告をする方 ▽平成23年度市県民税申告書の写し

▽平成22年1月1日現在、市外に居住していた方 ▽前住所地の平成22年度課税所得証明書または市町村民税納税通知書の写し

※入園の申込時に必要な書類をお伝えします。

【その他】

11月以降の申し込みは各保育園ごとで定員になり次第締め切ります。10月1日から31日までの受付期間中で、公立保育園の入園申し込みが定員を超えた場合は抽選になります。在園児やその兄弟姉妹などは優先し、結果は後日連絡します。2月末に入園の決定をします。

また、市外の保育園への入園を希望する方は子ども家庭課で申し込みをしてください。

出張受付日程

受付日	受付場所	担当事務所
10月1日(金)	田原保育園	子ども家庭課
4日(月)	童心保育園	子ども家庭課
5日(火)	小金田保育園	子ども家庭課
6日(水)	瀬尻保育園	子ども家庭課
7日(木)	松浜保育園	子ども家庭課
	むげがわ保育園	武芸川事務所
8日(金)	富岡保育園	子ども家庭課
12日(火)	日吉ヶ丘保育園	子ども家庭課
13日(水)	南ヶ丘保育園	子ども家庭課
14日(木)	関保育園	子ども家庭課
	西部保育園	子ども家庭課
15日(金)	下有知保育園	子ども家庭課
18日(月)	倉知保育園	子ども家庭課
19日(火)	中濃保育園	子ども家庭課
20日(水)	富野保育園	子ども家庭課
21日(木)	安桜保育園	子ども家庭課

◆受付時間 午前9時～午後4時

※出張受付日以外は、子ども家庭課または各地域の担当事務所にて受付を行います（午前8時30分～午後5時15分）。

※洞戸、板取めばえ、武儀やまゆり東、武儀やまゆり西、上之保保育園については、園での出張受付はしません。

※受付場所には、説明のできる方がお越しください。

※10月中の申込としますが、10月に受付に来ることができない方は、子ども家庭課までご相談ください。

◆保育料について

※保育料は児童の属する世帯の負担能力（前年分所得税や前年度市民税）に応じた基準額表に基づき決定しますが、国の改正を基礎としているため、23年度の保育料基準額については、来年4月ごろに確定となりますので、ご了承ください。